

平成30年10月16日

経済・財政一体改革推進委員会
経済社会の活力WG(第1回)

資料2 - 1

文部科学省説明資料

～ 経済財政運営と改革の基本方針2018の取組状況～



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,

CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 学校における働き方改革と初等中等教育の質の向上
2. 大学の教育研究の質的改善と頑張る大学の取組の後押し
3. 大型研究施設の共用促進と官民共同等の新たな仕組みでの推進
4. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進とスポーツを通じた健康増進
5. 民間資金を活用した文化財等の保存・活用

学校における働き方改革と初等中等教育の質の向上

第3章「経済・財政一体改革」の支援 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 (4) 文教・科学技術関係等

(少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上等)

少子化の進展や厳しい財政状況等の中での教育の質の向上を図るため、教育政策の実証研究を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しを策定するとともに、学校における働き方改革に向け、英語・プログラミング等の分野での特別免許状教員等の外部人材の拡充、部活動における外部人材や民間機関の活用など学校と地域の連携・協働を進める。また、学校施設について先進・優良事例の横展開を含め長寿命化に向けた施設計画策定や学校統合、廃校施設の活用促進に一体的に取り組むとともに、学校事務の共同実施、教育の情報化等について、KPIを掲げ工程化して推進する。

【学校における働き方改革等】

学校における働き方改革について、中教審の議論を踏まえ、2017年12月に学校・教師の業務の役割分担や適正化を着実に実行するための方策などを盛り込んだ緊急対策を取りまとめ、本年2月に各教育委員会へ通知を发出。

各教育委員会における学校の業務改善のための取組について、進捗状況を把握するため、2018年4月時点で調査を実施。

教育政策に関する実証研究を推進するとともに、同実証研究を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しを今年度末までに策定。

事務の共同実施については、2017年3月に地教行法の一部を改正し、共同学校事務室の設置について、法律で明記。現在、実態を把握するとともに事例を収集中。

2018年3月、適切な休養日等の設定や学校と地域との連携等を定めた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定。また、外部人材の活用を進めるため、中学校における部活動指導員の配置を促進。

特別免許状の積極的な活用を進めるとともに、外国語指導助手(ALT)等の外部人材の活用を通じて指導体制を充実。

【教育の情報化等】

2020年度からの新学習指導要領におけるプログラミング教育の円滑な実施や、学校におけるICT環境整備、遠隔教育の推進に向けた取組を進めるとともに、本年6月の大臣懇談会の報告書を踏まえ、学校におけるEdTech等の効果的な活用による「公正に個別最適化された学び」の実現に向け、2019年度概算要求中。

学校における働き方改革と初等中等教育の質の向上

【遠隔教育の推進】

本年9月に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめ、遠隔授業の事例を創出する実証研究を推進するとともに、新たに開催する「遠隔教育フォーラム」や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極的に周知し、各学校等における取組を促進。

【学校規模の適正化等】

統合による魅力ある学校づくり等の取組モデルを創出するとともに、その好事例を分析し各自治体に発信。

(参考)直近20年間で公立小中学校の学校数は15.7%(5,441校)減少し、1市町村に1小学校1中学校等という市町村も225(13.1%)ある。

学校の安全対策・防災機能の強化を推進するため、各自治体における計画の策定を支援し、老朽化対策を効果的・効率的に行う。また、廃校施設活用の好事例を全国展開し、各自治体の取組を促進。

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組 (2) 投資とイノベーションの促進 教育の質の向上等

…地域振興の核としての高等学校の機能強化…を図る。

6. 地方創生の推進

(1) 地方への新しいひとの流れをつくる

地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み(地域人材エコシステム)を構築する。

【地域振興の核としての高等学校の機能強化】

高等学校が地方自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域人材の育成・還流を図る仕組み(地域人材エコシステム)の創出に向け、2019年度概算要求中。

実践例の収集・分析、好事例の全国展開を通じ、各自治体等の取組を推進。

大学の教育研究の質的改善と頑張る大学の取組の後押し

第3章「経済・財政一体改革」の支援 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 (4) 文教・科学技術関係等

教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理、効率化、客観的な指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善を図る。大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の取組を後押しする。国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を進めるとともに、私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る。学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行う。私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう、財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。

【大学評価】(見える化)

中央教育審議会において、改善の方向性(機関別評価と分野別評価の受審期間の同一化、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際の、共通の定義に基づいて整理された当該のデータの相対的な活用等)を検討中。11月頃に答申予定。引き続き、中央教育審議会において具体的な改善方策の検討を進めるとともに、必要となる制度改正等を行う。

【国立大学法人運営費交付金等】(インセンティブ改革)(見える化)

評価に基づき運営費交付金を再配分する「重点支援評価対象経費」について、評価対象経費を拡充するとともに、経営改革の進捗に係る共通指標の導入等を検討し、各大学の改革インセンティブの更なる向上を図る改革を2019年度より実施予定。また、中央教育審議会におけるコストの可視化の議論等を踏まえ、学内配分や用途等の「見える化」について検討を進める。

【私学助成】(インセンティブ改革)(見える化)

教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分見直し(定員充足率を踏まえたメリハリ強化、教育の質に係る客観的指標の導入、情報公表の状況によるメリハリ化、特別補助の交付要件及び審査方式等の見直し)について、2018年度に先行実施。2019年度より本格実施予定。

【学生への就学支援】

2017年度に給付型奨学金を創設するとともに、無利子奨学金について、所得連動返還型制度の導入、非課税世帯学生の成績基準の実質的な撤廃、残存適格者の解消を実現。今後、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象に2020年4月から実施する新たな経済的負担軽減方策について引き続き検討を進める。

【私立大学の公立化】(見える化)

公立化前後の設立団体の財政上の影響、入学志願率や定員充足率等といった公立化の効果、当該大学の経営見通しに関する指標等について、各種データを収集・把握・整理し、「見える化」を図る。その具体的方策については今後総務省と連携し、検討を進める。

大型研究施設の共用促進と官民共同等の新たな仕組みでの推進

(イノベーション創出による歳出効率化等)

国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決等に資する研究開発を推進するとともに、政府事業・制度等のイノベーションを進める。予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産学官共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進する。

【次世代放射光施設の推進】

学術のみならず高い産業利用ニーズが見込まれる次世代放射光施設(軟X線向け高輝度3GeV級放射光源)について、財源負担も含めた官民地域パートナーシップにより推進。

本年7月、文部科学省において地域・産業界のパートナーを選定したことを踏まえ、2019年度概算要求において、施設整備に着手するための経費を要求。2019年に整備着手した場合、2023年から運転開始予定。

【最先端大型研究施設の整備・共用】

産学官連携を支え、生産性の飛躍的向上の基盤となる高速電子計算機施設、放射光施設、中性子線施設等の先端的な研究施設・設備の整備・共用を着実に推進。

予算を効果的に執行する観点から、引き続き、施設の最大限の産学官共用に向けた整備・共用を推進。

【大学等の研究設備・機器等の共用】

大学等有する研究設備・機器等を有効活用するための研究組織内共用システムについて、2018年度末までに70組織を目指して展開中。

共用システムについて、2020年度までに100組織を目指して展開し、複数大学、高専、公設試等が連携した研究機器の相互利用ネットワークを構築。

民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進とスポーツを通じた健康増進

第3章「経済・財政一体改革」の支援 5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

(既存資源・資本の有効活用等による歳出改革)

受益者負担にも配慮しつつ、電波利用料収入やコンセッション収入など()を増加させる方策を検討し、これらの収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。()空港にかかる民間からのコンセッション収入、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入など

第3章「経済・財政一体改革」の支援 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 (1) 社会保障

(予防・健康づくりの推進)

高齢者をはじめとして多様な就労・社会参画を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

【スタジアム・アリーナ改革の推進】(既存資源・資本の有効活用等による歳出改革)

スタジアム・アリーナ改革の官民連携のポイント等をまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」(2017)、基本構想・基本計画段階における望ましい検討手順を示した「スタジアム・アリーナ運営・管理計画ガイドライン」(2018)を公表し普及促進。専門家派遣等を通じた先進事例形成支援を実施。

【スポーツによる地域活性化、スポーツツーリズムの推進】

国内外からの交流人口拡大による地域活性化、幅広い関連産業の活性化のため、「スポーツツーリズム需要拡大戦略」を策定・公表し、これに基づき、スポーツツーリズムの推進を図る。

地域スポーツコミッション を育成・支援。 地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織

【大学スポーツの振興】

学生の学業充実や安全に競技スポーツを実践するための基盤的環境の整備に取り組む大学横断・競技横断的統括組織(日本版NCAA(仮称))を設立(計220の大学・団体の加盟を目標とし、企業等の協賛を得て2018年度中に設立予定)

【スポーツを通じた健康増進】

年齢や性別など国民各層の特性に応じた新たなアプローチ・即効性のある取組を「スポーツ実施率向上のための行動計画」として取りまとめ、施策を展開。

スポーツ団体や医療機関等との連携を促進し、スポーツを通じた健康増進の取組の浸透を図る。

「スポーツを通じた健康増進のための厚生労働省とスポーツ庁の連携会議」の開催。

民間資金を活用した文化財等の保存・活用

第3章「経済・財政一体改革」の支援 5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

(既存資源・資本の有効活用等による歳出改革)

受益者負担にも配慮しつつ、電波利用料収入やコンセッション収入など()を増加させる方策を検討し、これらの収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。

()空港にかかる民間からのコンセッション収入、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入など

【民間事業と連携した新技術の開発】

東京国立博物館は、歴史的、芸術的、学術的観点から作品の付加価値を高めるための監修、凸版印刷株式会社は、超高精細撮影、立体形状計測や色彩計測による文化財のデジタルアーカイブやVR技術による新たな表現技術を開発・製作との役割分担のもと、作品を製作、貴重な文化財の新しい魅力を発信。

【ユニークベニュー等の取組】(既存資源・資本の有効活用等による歳出改革)

空港や駅などにレプリカ等の文化財を展示し、外国人観光客を歓迎
博物館での野外シネマや民間企業のイベントへの貸し出しなど、ユニークベニューの取組を推進
民間事業者と連携した商品開発を推進(海外インバウンド向け)

【文化財の活用の横展開】(先進・優良事例の横展開等)

文化財所有者等が、先端技術を有する民間企業や有識者と連携して効果的に魅力を発信する取組を支援
「文化財活用センター」が、国立博物館の保有する文化財の積極的な公開・展示(地方博物館での展示協力を含む)、企業との連携による高精細レプリカやVRの製作・活用など、文化財の新たな活用の実践を推進(その成果とノウハウは全国に普及)。

例:東京国立博物館は、本年夏、人気テレビ番組や企業と連携し、VR等による体験型展示を実施(来館者10万人強)。

【文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築】(文化庁と株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)との包括的連携)

文化財を活かした地域振興等の取組が地域経済活性化につながるよう、文化庁と株式会社地域経済活性化機構(REVIC)が連携して双方のノウハウを活かして支援

(参考)

平成29年12月22日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」がまとめられた。

「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ、文部科学省が実施する内容を**緊急対策**としてとりまとめた。

1. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

(1) 業務の役割分担・適正化を進めるための取組

「中間まとめ」において示された、代表的な業務の在り方に関しての考え方を踏まえ、学校や教師・事務職員等の標準職務を明確化し、各教育委員会の**学校管理規則に適切に位置づけられるようモデル案を作成・提示**する。

全国の教育委員会・学校で業務改善の取組を進めることができるように、**優良事例を収集・周知**する。

民間団体等からの出展依頼や配布物等について、**学校の負担軽減に向けた協力の周知**を実施する。

文部科学省内に、**教職員の業務量を俯瞰し、一元的に管理する組織を整備**するとともに、学校に関する業務を所管する部署は、**新たな業務を付加するような制度改正等を行う際には、当該組織と前広に調整**することを基本とする。

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上等を進める。等

【参考】
これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方
（「中間まとめ」より抜粋）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
登下校に関する対応 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 学校徴収金の徴収・管理 地域ボランティアとの連絡調整	調査・統計等への回答等（事務職員等） 児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） 校内清掃（輪番、地域ボランティア等） 部活動（部活動指導員等）	給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） 学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）
その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	

(2)それぞれの業務を適正化するための取組

登下校に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等が中心となって、学校、関係機関、地域の<u>連携を一層強化する体制を構築する取組を進める。</u>
学校徴収金の徴収・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公会計化導入に向けたガイドライン</u>を作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。 ・それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた好事例を提示する。
調査・統計等への回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が教育委員会や学校等を対象に実施している<u>調査の整理・統合</u>を行う。 ・教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度等の精査を促す。
部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度末までに、<u>運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン</u>を作成する。 ・顧問については、<u>部活動指導員や外部人材を積極的に参画</u>させるよう促す。 ・部活動指導員への支援は、スポーツ庁が作成予定のガイドラインを遵守すること等を条件とする。 ・大会・コンクール等の主催者に対して、<u>関連規定の改正等を行い、部活動指導員による引率や、複数校による合同チームや地域スポーツクラブ等の参加が可能となるよう要請</u>する。 ・入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等の取組も検討するよう促す。 ・<u>将来的には、環境が整った上で、部活動を地域単位の取組にし、学校以外が担うことも検討</u>する。
授業準備	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の印刷等の補助的業務や理科の実験や観察準備等について、教師との連携の上で、<u>サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画</u>を促進する。 ・<u>外国語</u>について、新学習指導要領に対応した教材を開発し、希望する小学校に配布する。
学習評価や成績処理	<ul style="list-style-type: none"> ・補助的業務は、教師との連携の上で、<u>サポートスタッフ等の積極的な参画</u>を促進する。 ・指導要録の参考様式の簡素化も含め、効果的で過度な負担のない学習評価の在り方を示す。
学校行事等の準備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう促す。 ・学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するための具体的な取組例を提示する。
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・専門スタッフに任せる業務を明確にするとともに、<u>専門スタッフの方がより効果的な対応ができる業務については、教師と連携しながら、これらの人材の積極的な参画</u>を促進する。 ・法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。

「中間まとめ」に記載された教育委員会等や各学校が取り組む方策については、文科省として必要な指導・助言等を行う。

2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

学校単位で作成される計画については、計画の内容や学校の実情に応じて、統合して作成することも推進するよう促す。

各教科等の指導計画の内容等に応じて複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組を推進するよう促す。

児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめることで、業務の適正化を図り、効果的な指導につなげられるよう、必要な支援計画のひな型を示し、教育委員会等の検討を促す。

類似の内容を扱う委員会等については、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を促す。 等

3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

(1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

教師の勤務時間の管理を徹底する。タイムカード等により勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築を促す。

登下校、部活動、学校の諸会議等について、教職員の勤務時間・休憩時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する。

緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す。

部活動について、適切な活動時間や休養日の設定を行うためのガイドラインを示す。

長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す。 等

(2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

管理職のマネジメント能力養成のための研修を実施。各教育委員会等での働き方に関する必要な研修の実施の促進。

業務改善の観点からの、人事評価や学校評価の実施の促進。 等

(3) 時間外勤務の抑制のための措置

政府全体の「働き方改革実行計画」を参考にしつつ、教師の勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示する。

「中間まとめ」において、更に検討すべきとされた課題については、引き続き検討を行う。

4. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

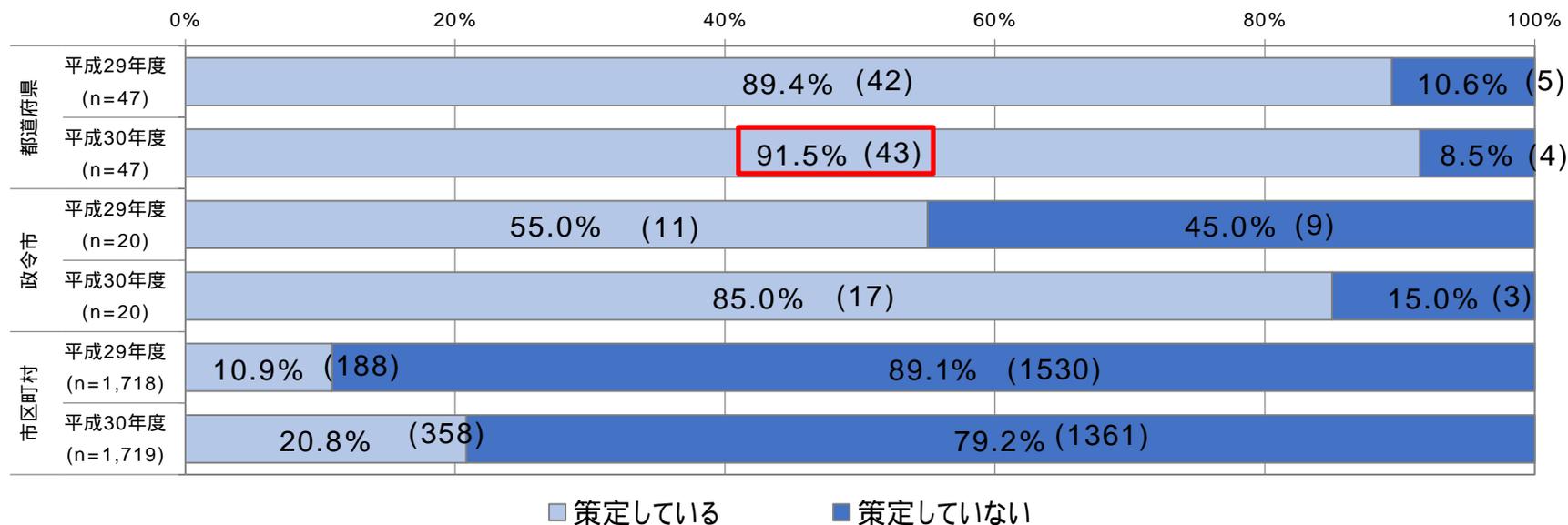
「学校における働き方改革」を実現するために必要な環境整備のため、必要な予算の確保に努めていく。

5. 進捗状況の把握等

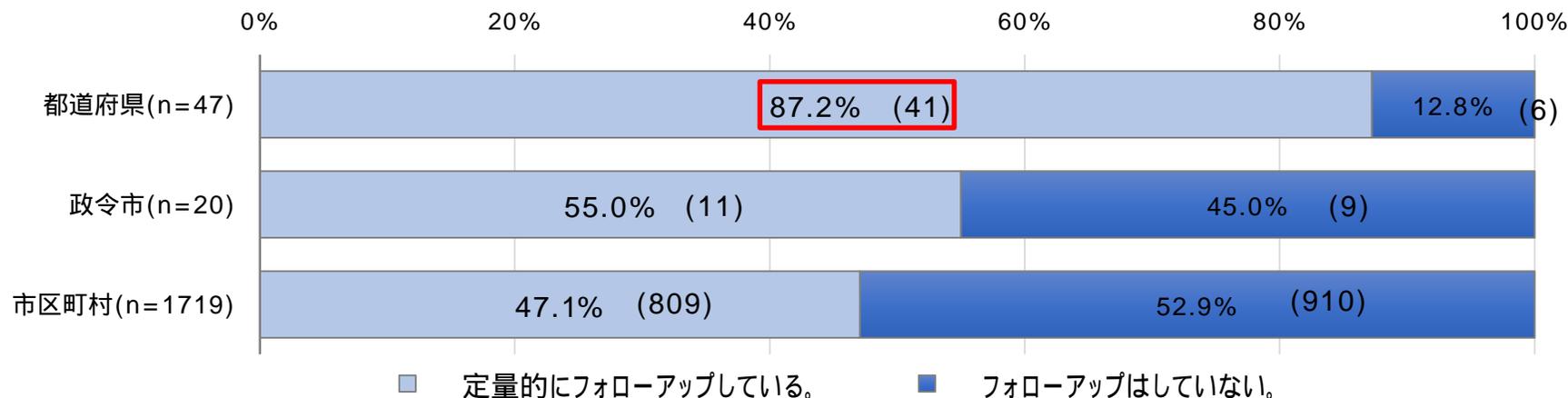
本緊急対策に掲げる取組については、既存の調査等を活用しつつ、進捗状況を把握し、必要な取組を進める。

教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査 (2018.4.1現在)

結果概要 所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会数

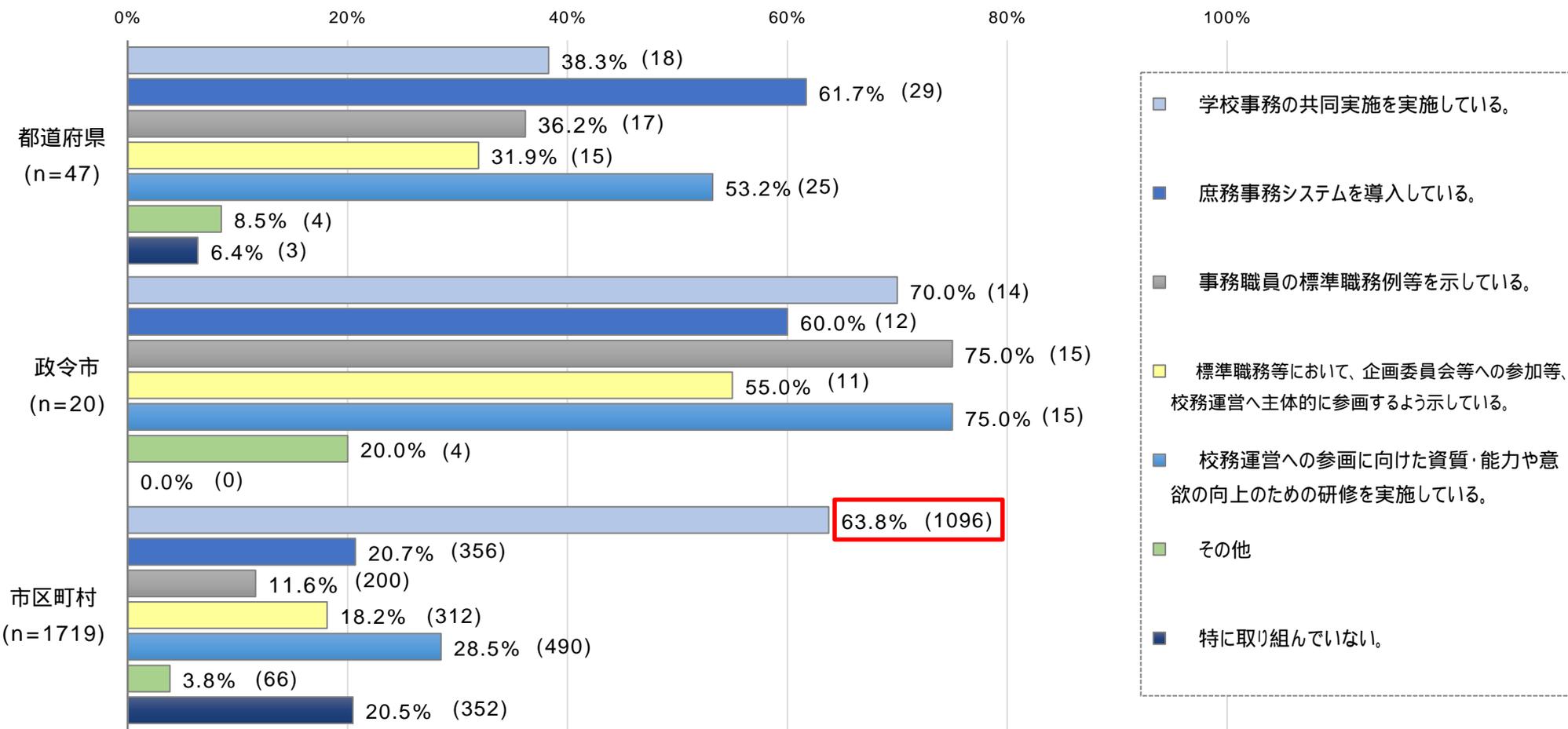


結果概要 各学校における業務改善状況の定量的なフォローアップを行っている教育委員会数



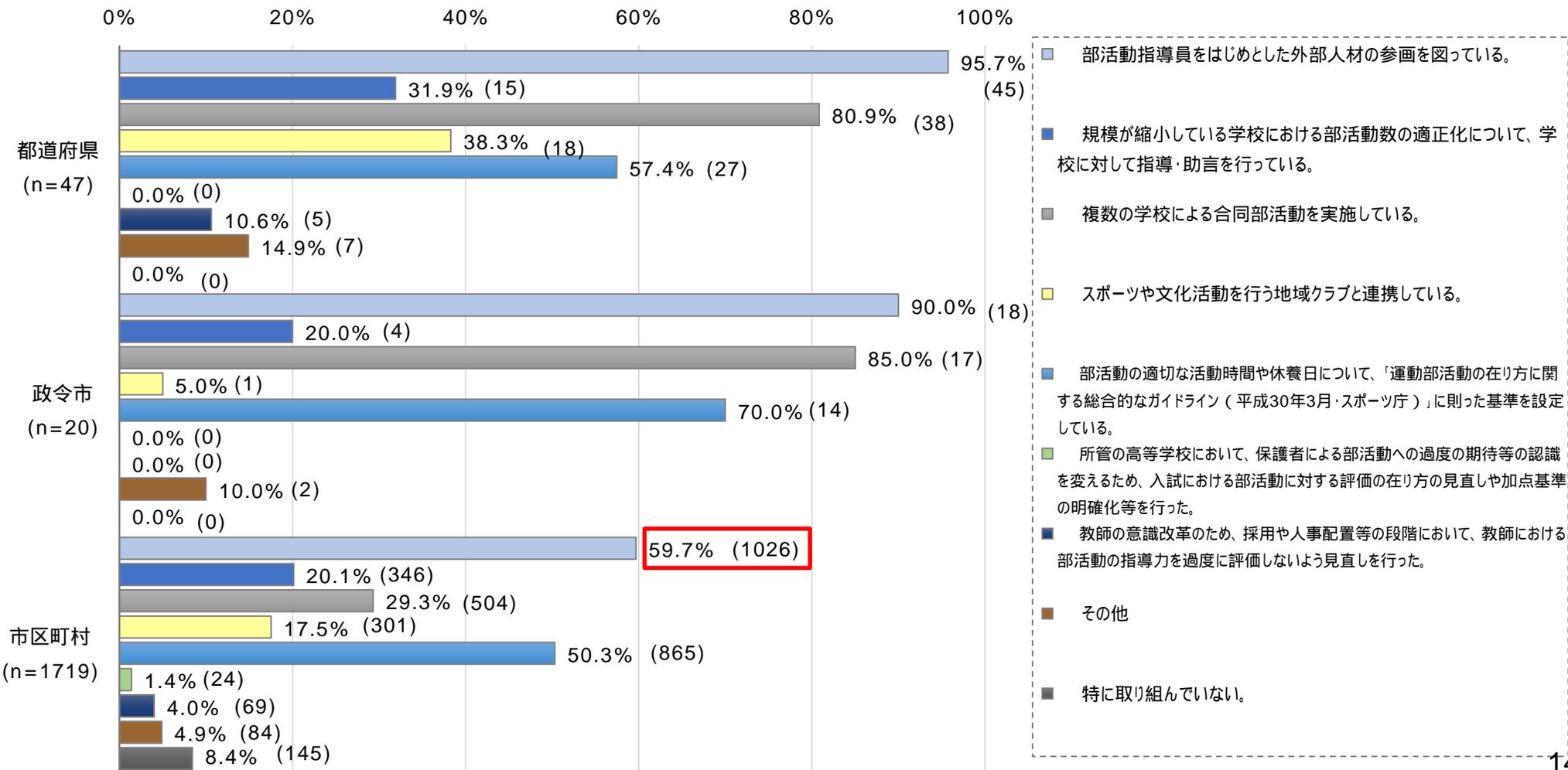
結果概要 事務職員の校務運営への参画の推進

「学校事務の共同実施を実施している」と回答した教育委員会は、都道府県18(38.3%)、政令市14(70.0%)、市区町村1,096(63.8%)となっている。



結果概要 部活動に係る負担軽減の取組について

「部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県45 (95.7%)・政令市18 (90.0%)・市区町村1,026 (59.7%)となっており、多くの教育委員会で取組が行われている。



共同学校事務室について

< 共同学校事務室とは > (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [地教行法] 第47条の5)

【平成29年4月1日施行。改正法による規定の追加】

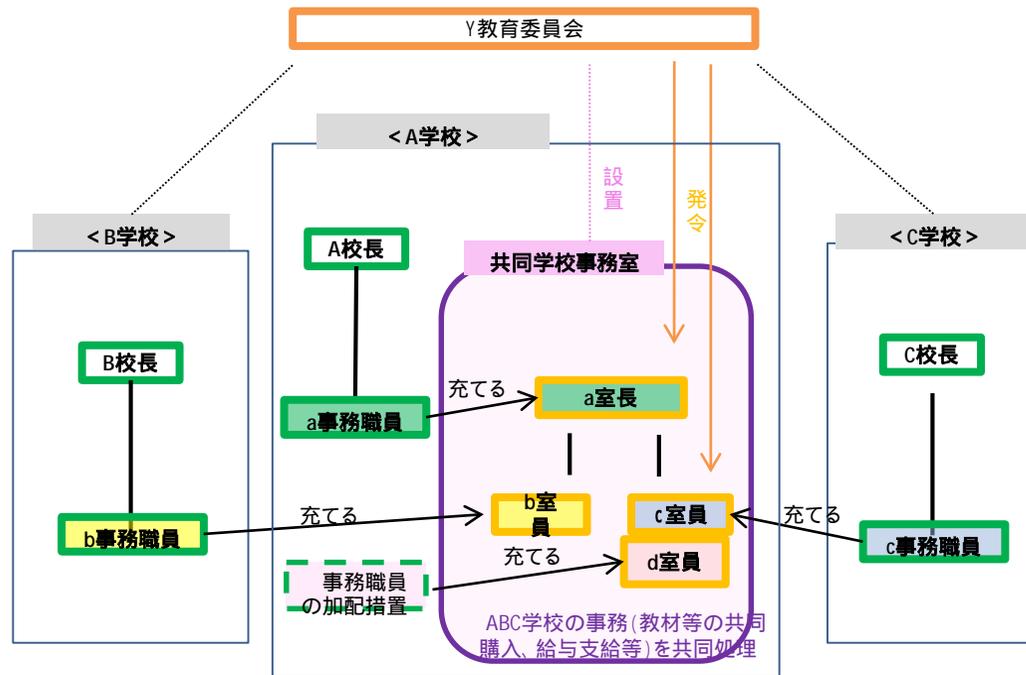
- 1 教育委員会は、その指定する二以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。
- 1 共同学校事務室に、室長及び必要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

< 共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるもの > (地教行法施行令第7条の2)

教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務

学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務

その他共同学校事務室において共同処理することが効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務



< 共同学校事務室のイメージ >

週1回、月3回など、一定期間の中で定期的に集合して、業務を集中的に行う

附帯決議にて、「共同学校事務室の設置が事務職員の人員削減につながることはないよう、基本的に一校に一人以上の事務職員の配置を確保すること」と規定されている。

期待される効果

- ・事務職員による事務の実施により円滑かつ適正な事務処理の実施。
- ・学校の事務職員()が事務を共同処理することにより、学校間の事務の標準化、教材などの共同購入による調達コストの削減、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、**事務処理の更なる効率化及び質の向上が実現。**

< 事務職員 >

- ・学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職。
- ・管理職や他の教職員と適切な業務の連携・分担の下、学校事務について一定の責任をもって自己の担任事項として処理。

従前は管理職が対応していた、各種調査の対応や学校予算の編成、執行などを事務職員が担当。**管理職が学校マネジメントに注力し、校務運営が改善。業務の効率化が実現。**

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】

平成30年3月 スポーツ庁

ガイドライン策定の趣旨等

少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組む。
生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に応じた多様で最適な形での実施を目指す。
義務教育の中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用（多様な教育が行われている点に留意）。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。

運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。

学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン(H25年5月文部科学省)」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底（学校の設置者等は、支援及び指導・是正）。

中央競技団体は、運動部活動での効率的・効果的な科学的トレーニングの指導手引を作成・公開。

運動部顧問は、指導手引を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3 適切な休養日等の設定

ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。

- ・ 学期中は週当たり2日以上の休養日（平日1日、土日1日以上）
- ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。

↗（右上へ続く）

↘（3の続き）

都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置（季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等）。

地方公共団体は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。

(2) 地域との連携等

地方公共団体等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。

スポーツ団体は、地方公共団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直し。

都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

終わりに

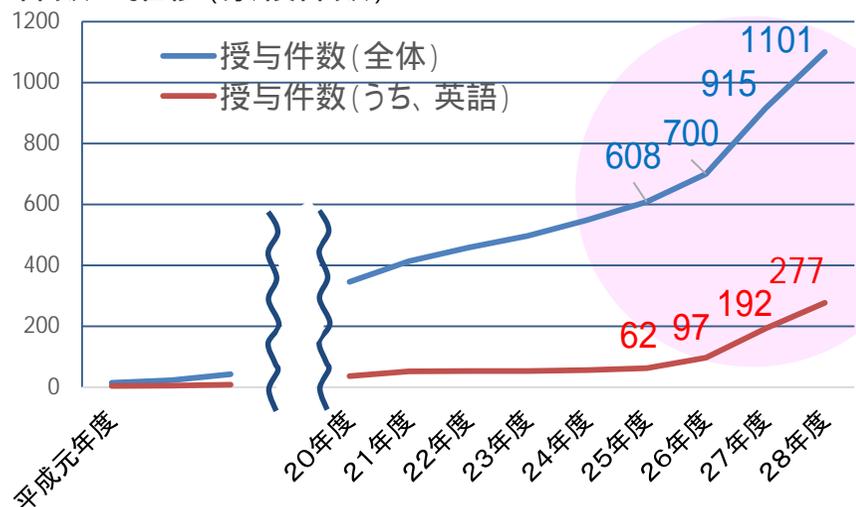
地方公共団体は、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方針に係る検討が必要。

特別免許状

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状（免許状は10年間有効。更新可。）

外国語の特別免許状授与者の主な経歴：ALT、英語講師、通訳、インターナショナルスクール講師

件数の推移(累積件数)



平成元年度～28年度延べ1,101件(うち、英語277件)

平成26年度以降、件数が急増

授与手続

1. 任用しようとする者(都道府県・政令指定都市教育委員会、学校法人等)の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格(合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取)

特別免許状の授与を一層促進するため、平成26年に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定、教育委員会へ通知

平成28年度の授与件数:186件(うち、英語85件)

特別非常勤講師

教員免許状を有しない地域の人材や多様な専門分野の社会人を、任命・雇用しようとする者の届出により非常勤講師として登用し、教科の領域の一部を担当させることができる制度

平成28年度の届出件数：20,771件(うち、外国語3,281件)

外国語を担当する特別非常勤講師の主な経歴：英語講師、ネイティブスピーカー

新学習指導要領のポイント（情報活用能力の育成）

平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
新学習指導要領を小学校は平成32年(2020)度、中学校は平成33年(2021)度から全面実施。高等学校は平成34年(2022)度から学年進行で実施。

小・中・高等学校共通のポイント（総則）

- **情報活用能力**を、言語能力と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付け

総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることを明記。【総則】

- **学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実**に配慮

総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することを明記。【総則】

小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）

- **小学校**においては、**文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成**

各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の**基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施**することを明記。【総則】

- **中学校**においては、技術・家庭科（技術分野）において**プログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実**

「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科（技術分野）】

- **高等学校**においては、**情報科において共通必修科目「情報」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習**「情報」に加え、選択科目「情報」を開設。「情報」において培った基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用し、あるいはコンテンツを創造する力を育成。【情報科】

平成31年度 教育の情報化関係予算 概算要求等

31年度要求額 1,501百万円(30年度予算額:667百万円)
上記の他、地方財政措置として単年度1,805億円を措置

情報教育及び学習活動におけるICT活用の推進

<次世代の教育情報化推進事業> 128百万円【拡充】

情報教育及びICT活用の推進に係る推進校における実践研究

- ・情報活用能力を育むカリキュラム・マネジメント事例(GP)の創出
- ・ICTを効果的に活用した指導事例(GP)の創出

小学校プログラミング教育支援推進事業

- ・プログラミング教育の指導事例(GP)の創出と普及
- ・教師向けの研修用教材の開発・提供や研修リーダーとなる教師等を対象としたセミナーの実施

高等学校情報科担当教員の指導力向上

- ・教師向けの研修用教材の作成・配布等

<情報モラル教育推進事業> 63百万円【拡充】

- ・教師向けの指導資料の改善・充実
- ・児童生徒向け啓発資料の作成・配布 等

校務の情報化の推進

<統合型校務支援システム導入実証研究事業> 311百万円

- ・都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の促進に係る実証

<次世代学校支援モデル構築事業> 119百万円

- ・校務系システムと学習系システム間の連携を図り、データに基づく学習指導・生徒指導の質の向上や学級・学校運営の改善を推進

EdTech等の推進

<学校における未来型教育テクノロジーの効果的な活用に向けた開発・実証推進事業> 700百万円【新規】

- 「公正に個別最適化された学び」等の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる未来型教育テクノロジーの開発・実証を行う。

教育の情報化を支える基盤整備の推進

<遠隔教育システム導入実証研究事業> 52百万円

- ・多様な学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証

<ICT活用教育アドバイザー派遣事業> 10百万円

<デジタル教科書の効果影響等に関する実証研究> 40百万円

<学校におけるICT環境整備に係る地方財政措置> 単年度1,805億円(2018~2022年度)

新学習指導要領の実施を見据えた、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境を整備

- ・3クラスに1クラス分程度の学習者用コンピュータ(現在の3.6人に1台から拡充)
- ・全ての普通教室に無線LAN
- ・全ての学校に統合型校務支援システム 等

その他、教育の情報化の推進に関する調査研究、教育用コンテンツ奨励事業があるため、金額の合計は一致しない。



趣旨

全国の小・中・高等学校において新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に取り組めるよう、優れた指導事例の創出・普及や教員研修用教材の開発等の支援策を講じる。

とりわけ、新たに必修化された**小学校におけるプログラミング教育**の推進に重点的に取り組む。

新学習指導要領

(小学校学習指導要領、中学校学習指導要領 平成29年3月31日公示、高等学校学習指導要領 平成30年3月30日公示)

- 「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、「教科横断的な視点から教育課程の編成を図り、育成していく」
- 「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図る」
- 小学校においては、「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を、「各教科等の特質に応じて」、「計画的に実施する」
- 高等学校情報科については、共通必修科目「情報」を新設し、全ての生徒が、プログラミング、ネットワーク(情報セキュリティを含む)やデータベースの基礎等について学ぶよう改訂・充実する。
- 発展的な内容の「情報」を新設し、データサイエンスや情報システムの設計等について取り扱う

小学校 2020年度から全面实施
中学校 2021年度から全面实施
高等学校 2022年度から学年進行で実施

新学習指導要領の趣旨の実現に向けた情報教育及びICT活用の推進に関する調査研究

新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、推進校における実践研究を通じた優れた事例及びモデルの創出を目指す

情報活用能力を育む教科横断的で体系的なカリキュラム・マネジメント事例(GP)の創出
「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)を実現するICTを効果的に活用した指導事例(GP)の創出



小学校プログラミング教育支援推進事業

小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けて、指導事例の創出・普及や研修充実のための教材開発等を実施

全国の小学校において参考となる、新学習指導要領の趣旨を踏まえたプログラミング教育の指導事例(GP)の創出と普及
各小学校の校内研修において活用できる教員研修用教材(映像教材やeラーニング教材)を発展・充実
地域の研修リーダーとなる教員等を対象としたセミナーの実施

正三角形を正しくかくためのプログラム



※「右に60度曲がる」と命令すると正しくかくれない

「未来の学びコンソーシアム」と連携
・創出された指導事例等を全国の小学校への情報提供(コンソーシアムのポータルサイトを通じて発信)

未来投資戦略2018[抜粋]
(平成30年6月15日閣議決定)

・平成32年度から全ての小学校でプログラミング教育を効果的に実施するために、来年度から教員が教材や指導方法等に習熟できるよう、未来の学びコンソーシアムの活動等により、全国の教育委員会や学校、企業等と協働して、ポータルサイト等を活用しながら教材開発や教員研修の質の向上を実現する。
・AI活用のための基礎的な素養を身に付けさせるため(略)、学習指導要領の改訂を全国の学校現場で着実に実現する。このため、eラーニング等による効果的な教員の研修や教材の充実、外部人材の活用等に取り組む。

新学習指導要領に対応した高等学校情報科担当教員の指導力向上

情報科担当教員を対象とした都道府県等の研修でも活用できる教員研修用教材の作成・配布

データサイエンス、プログラミング、サイバーセキュリティなどの最新の情報技術の知識や、新学習指導要領に対応した指導方法等に関する研修について、各都道府県教育委員会等の計画的な実施を支援



背景・課題

- Society5.0の時代において、人間としての強みを発揮していくためには、全ての子供たちが、基礎的読解力や数学的思考力など基盤的な力を確実に習得することが重要。
- その際、学校においてAI等の先端技術を利用した未来型教育テクノロジー（いわゆる「EdTech」を含む）を効果的に活用することにより、全ての子供たちに対し、一人一人の進捗や能力、関心に応じて最適化された学び（「公正に個別最適化された学び」）を提供できる可能性。
- しかしながら、学校における「EdTech」等の未来型教育テクノロジーの導入に際しては、教育委員会や学校現場における知見等が十分でなく、期待できる効果や生じる負担が予測できない中、先導して取り組みにくい等の課題がある。

目的・手法

- 学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる未来型教育テクノロジーを開発・実証。
- その際、提案者（学校設置者）の創意工夫の幅を保ちつつ、広く現場のニーズ・課題を反映した開発・実証となるよう、文部科学省が「戦略的開発・実証領域」を設定。
- 事業成果を全国へ普及・展開することにより、「公正に個別最適化された学び」等を広く実現し、学校教育の質の向上につながる。

事業概要

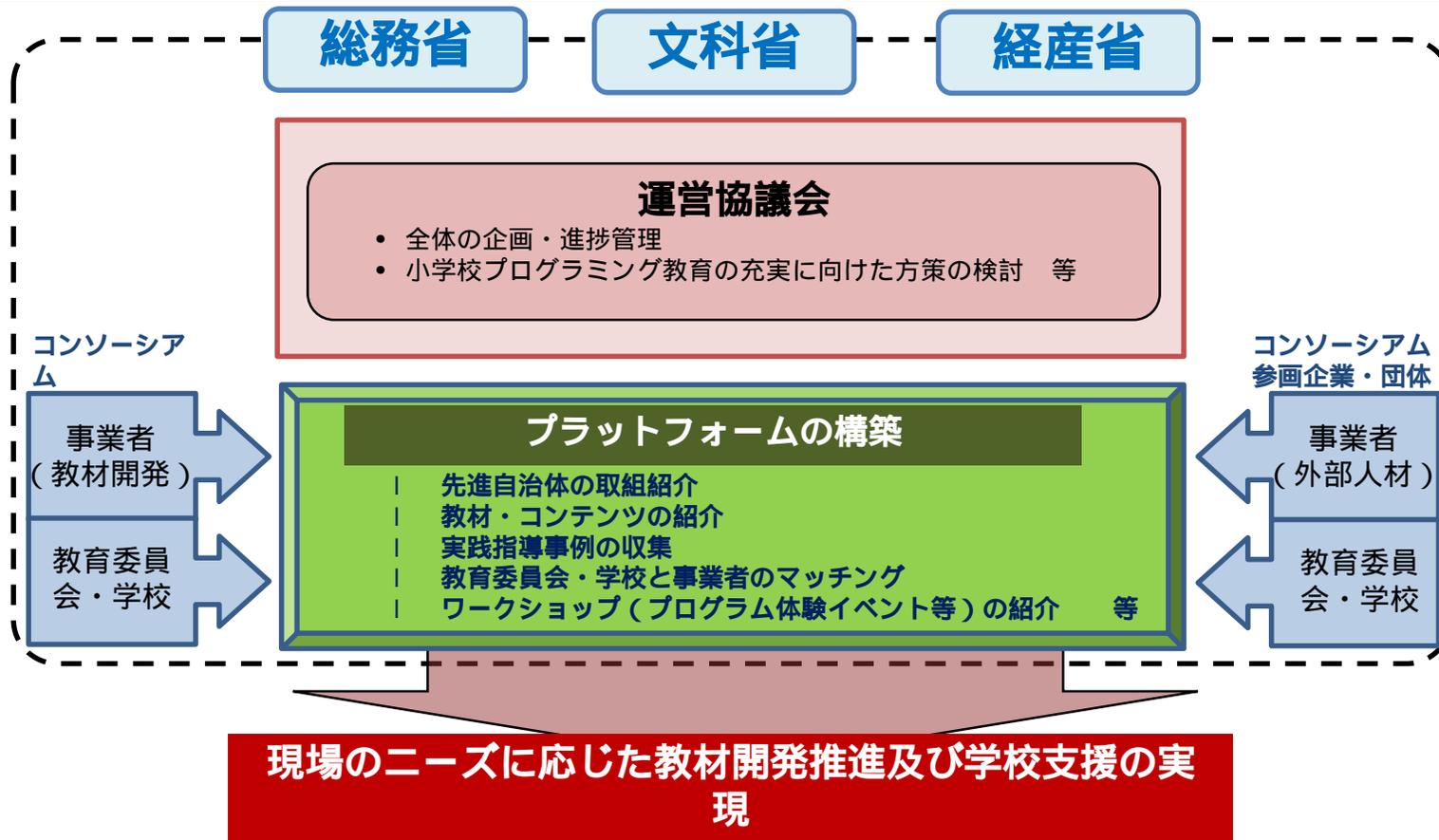
- 【事業期間】 原則4年
- 【対象校種】 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 【主な経費】
- ✓ 学校現場と企業等の協働による、学校教育の質の向上に向けた未来型教育テクノロジーの効果的な活用の在り方に係る開発・実証等に要する経費（先端技術自体の開発ではなく、学校における実装に必要な経費を想定）
 - ✓ 実証に係る先端技術の適用・利用に係る経費
 - ✓ 実証に必要な追加的なインフラ活用等に要する経費

「戦略的開発・実証領域」（仮）

1. 一人一人の能力や適性、学習状況（スタディ・ログ）に応じた学びの個別最適化
2. 支援が必要な児童生徒の早期発見、支援の個別最適化
3. 教員の指導力の分析による教員の資質能力の向上
4. 児童生徒の学習データ等の蓄積・活用による、教職員・保護者の負担軽減や教育施策の改善・充実

未来の学びコンソーシアム

文部科学省・総務省・経済産業省が連携して、教育・IT関連の企業・ベンチャーなどと共に、「未来の学びコンソーシアム」を立ち上げ（平成29年3月9日設立）、民間企業・団体等による教材開発の促進や学校が外部人材を活用しやすくする人的支援体制の構築等を推進。
当面、小学校プログラミング教育の充実・普及促進の実現に貢献すべく取組を推進。



「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」のポイント

～これからの学習活動を支えるICT機器等と設置の考え方～

(2017年12月26日策定)

第2期教育振興基本計画(2012～2017年)における目標

ICT機器	整備対象 (教室等)	対象学校種
電子黒板	普通教室 (H29.3現在 24.4%)	全学校種
実物投影機(書画カメラ)	普通教室	
教育用コンピュータ	3.6人/台 (H29.3現在 5.9人/台)	
学習用ツール	教育用コンピュータの台数分	
無線LAN	普通教室 (H29.3現在 29.6%)	
校務用コンピュータ	教員1人1台	
超高速インターネット接続	学校	
ICT支援員	配置	

これからの学習活動を支えるICT環境(2018年～)

ICT機器	整備対象 (教室等)	対象学校種
大型提示装置	普通教室 + 特別教室	全学校種
実物投影装置	普通教室 + 特別教室	小学校・特別支援
学習者用コンピュータ	3クラスに1クラス分程度	全学校種
指導者用コンピュータ	授業を担当する教員1人1台	
学習用ツール	学習者及び指導者用コンピュータの台数分	
無線LAN	普通教室 + 特別教室	
校務用コンピュータ	教員1人1台	
超高速インターネット接続	学校	
ICT支援員	配置	

学習者用コンピュータ

➡ 現行の3.6人/台から**3クラスに1クラス分程度に変更**【授業展開に応じて必要な時に「1人1台環境」を可能とする環境の実現】(1日1コマ分程度を当面の目安とする)

電子黒板

➡ 「**大型提示装置**」に名称変更(スペックの見直し)
提示機能、インタラクティブ機能のうち、「**大きく映す**」という**提示機能を必須**とした上で、実際の学習活動を想定し、配備を進めることが適当。

「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことをいう。

新規追加事項

学習者用コンピュータ(予備用)	故障・不具合に備えた複数の予備機の配備	全学校種
充電保管庫	学習者用コンピュータの充電・保管用	
有線LAN	コンピュータ教室、職員室及び保健室等への有線LAN環境の整備	
学習用サーバ	学校ごとに1台	
ソフトウェア	・統合型校務支援システムの整備 ・セキュリティソフトの整備	
校務用サーバ	学校の設置者(教育委員会)ごとに1台の整備	

学校のICT環境整備に係る新たな地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準

学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**

指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**

大型提示装置・実物投影機 **100%整備**

各普通教室 **1台**、特別教室用として **6台**

（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）

超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**

統合型校務支援システム **100%整備**

ICT支援員 **4校に1人配置**

上記のほか、学習用ツール^()、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

() ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現



「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント



「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」（主査：丹羽文部科学副大臣）として、遠隔教育を効果的に活用した教育の質の向上を図るため策定。

1. 遠隔教育の基本的な考え方

- 小規模校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにおいて、重要な意義。
- 不登校児童生徒や病気療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。

➡ 一人一人に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育が**効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化し、教育関係者の理解を深めていく。**

2. 制度の整備等

1) 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育

➡ 受信側において、学校と保護者が連携・協力し、児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの要件を満たす場合、**指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるよう制度改正**

2) 不登校児童生徒に対する遠隔教育

➡ 指導要録上出席扱いとする現行制度の活用実績の分析を踏まえ、活用のための**留意事項**を学校関係者に周知を図り、**全国における制度の活用を一層促進。**

3) 遠隔システムを活用し免許外教科担任の支援を促進

➡ やむを得ず免許外教科担任が授業を担当する場合、**免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高める**とともに当該**免許外教科担任の資質能力の向上を図る。**

3. 全国的な普及に向けた取組

- 遠隔授業の事例や指導の際のポイント、環境構築の在り方などについてまとめた**「遠隔学習導入ガイドブック」を改定し、**全国の教育委員会における活用を促進。
- **優れた遠隔授業の事例を創出する実証研究**（「遠隔教育システム導入実証研究事業」、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」）を推進。
- **新たに開催する「遠隔教育フォーラム」（年度内に複数個所）や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極的に周知し、全国における取組を促進。**その際、教育委員会だけではなく自治体全体に理解が深まるよう、「全国ICT教育長協議会」と連携し、更に広報活動を推進。
- 教育における先端技術の導入に向けた実証研究を関係省庁と連携して実施するため、**新規事業**を31年度概算要求に計上。

遠隔教育に係る施策を総合的・継続的に推進

事業趣旨

ICTを活用した遠隔教育は、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、質の高い学習の実現に資することが期待される。このため、ALTを活用した外国語指導や特別な配慮を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導等において、遠隔教育システムの活用を促進することにより、児童生徒の学びの質の向上を図る。

事業内容

多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業を行う。(6地域)

(1) 実施主体

都道府県教育委員会・市町村教育委員会(実証地域)、事業者(成果取りまとめ)

(2) 実証地域(教育委員会)

- ・愛知県瀬戸市
- ・静岡県静岡市
- ・岡山県赤磐市
- ・高知県土佐町
- ・大分県佐伯市
- ・熊本県高森町



遠隔教育システム

実証研究テーマの例

専門性を育む教育における遠隔教育

ALT等を活用した外国語指導、専門家による専門性の高い授業等

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

特別な配慮を必要とする児童生徒への決め細やかな指導の充実のための授業、不登校児童生徒、外国人の児童生徒に対する支援のための授業等

多様性のある学習環境の遠隔教育

極小規模校(複式学級等を有する学校)と他の学校との遠隔合同授業、国内外の学校との交流授業等

目標とする成果

本事業による実証事例を踏まえ、遠隔教育システムの効果的な活用方法に関するノウハウの収集・整理とその効果検証及び情報通信技術等に関する検証を行う。成果をガイドブック等にまとめ、成果報告会を実施し、遠隔教育システムの活用促進による児童生徒の学びの質の向上を図る。

概要

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

定時制・通信制課程における 新学習指導要領への対応

新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた
効果的な学習プログラムの
モデル構築



ICTを活用した
遠隔教育等



全国への普及



多様な学習ニーズに応じた 指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

遠隔教育等の教育改革 の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。



専門的な支援



多様な学習ニーズを有する生徒

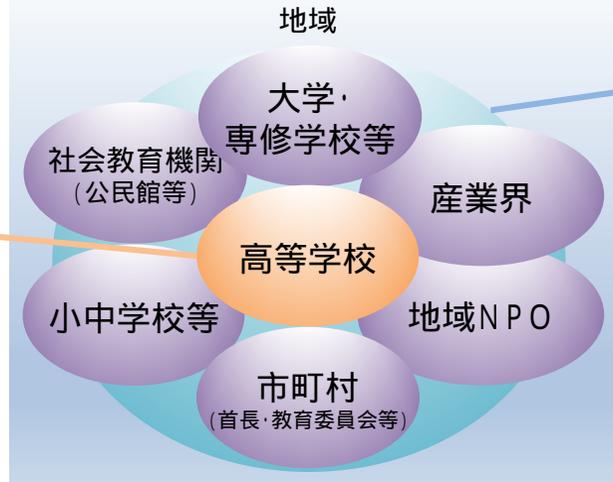
新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

高等学校

- ・地域との協働による活動を学校の活動として明確化
- ・専門人材の配置等、学内における実施体制を構築

- ✓地域における活動を通じた探究的な学びの実現（新高等学校学習指導要領への対応）
- ✓学校の中だけではできない多様な社会体験



コンソーシアム

- ・将来の地域ビジョン・求める人材像の共有や協働プログラムの開発
- ・学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定

- ✓高校生のうちに地元地域を知ることにより、地元への定着やUターンが促進される
- ✓地域の活動に高校生が参画することにより、地域活力の向上へ貢献

標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

【プロフェッショナル型】

専門学科中心10校程度
地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

～特徴・取組例～

- ・地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
- ・ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、地場産業を支える人材を育成 など

【地域魅力化型】

普通科中心20校程度
地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

～特徴・取組例～

- ・地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
- ・衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践 など

【グローバル型】

学科共通20校程度
グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。

～特徴・取組例～

- ・グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
- ・海外研修等カリキュラムの中に体系的に位置づけ
- ・海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
- ・コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践 など

教育の質保証システムの確立（抄）

加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることが必要である。

また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。

機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることが必要である。

また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。

さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

【運営費交付金等関係①】機能強化の方向性に応じた3つの重点支援の枠組み

機能強化の方向性に応じた重点支援（これまでの3年間）

各大学の強み・特色を發揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、**第3期（2015年度）より** 国立大学法人運営費交付金のなかに「**3つの重点支援の枠組み**」を創設

第3期中期目標期間を通じたビジョン

- 重点支援** 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進（55大学）
- 重点支援** 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進（15大学）
- 重点支援** 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進（16大学）



機能強化を実現するための「**ビジョン**」、「**戦略**」及びその達成状況を把握するための「**評価指標（KPI）**」を各大学が主体的に作成

全86国立大学が策定した**296の「戦略」**において、**1,847項目（2018年度）の評価指標（KPI）**が設定され、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**

「戦略」の構想内容や進捗状況、評価指標（KPI）等を対象に、外部有識者からの意見を踏まえて評価を行い、運営費交付金予算の重点支援に反映



各国立大学の改革意欲をしっかりと受け止め、強み・特色を更に發揮し、我が国の成長や地域・日本・世界が直面する課題解決のため、各大学の機能強化を一層加速

2018年度予算への反映状況

各国立大学の運営費交付金から係数によって拠出された財源（毎年度約100億円）を**評価結果に基づいて再配分**することで、運営費交付金予算の重点支援に反映

機能強化促進係数 による影響額 に対する反映率 (大学ごと)	110%以上	110%未満 100%以上	100%未満 90%以上	90%未満 80%以上	80%未満
重点支援① (55大学)	7大学	18大学	21大学	7大学	2大学
重点支援② (15大学)	1大学	7大学	5大学	1大学	1大学
重点支援③ (16大学)	0大学	7大学	9大学	0大学	0大学

【運営費交付金等関係②】 国立大学法人に対する評価の見直し

国立大学法人に対する評価を見直し、大学の主体的な改革とともに、客観性を持った評価に基づく改革の枠組みを導入。また、評価の重複による負担軽減を検討。

現 行

【重点支援評価対象経費】

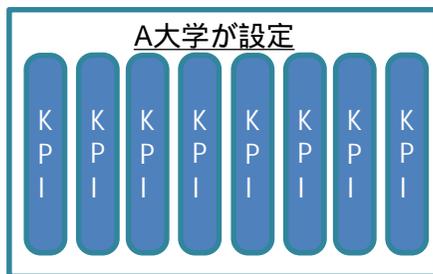
従来：100億円の再配分

【評価方法】

KPIの進捗状況进行评估し、
運営費交付金を再配分

KPIは、

- ・教育研究が中心
- ・各大学が設定



KPI (例)

- アクティブラーニング
科目履修者数
(目標：9,500人)
- Wos論文数
(目標：1,000)

課 題

- ・KPIの設定数
が多く、評価
が拡散

KPI
精選

- ・経営改革に
ついての評価
が不十分

共通
指標
導入

- ・大学間での
比較が困難

今後、重点支援評価と
国立大学法人評価の統合
も検討

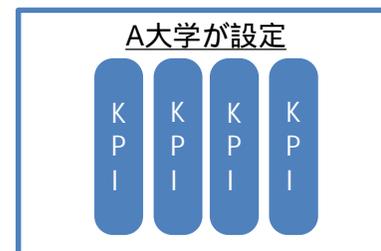
見直し後

【重点支援評価対象経費】

2019年度：400億円を再配分

【評価方法】

<主に教育研究>



+

<経営改革>

(指標イメージ)

人事給与マネジメント改革関係

- 業績評価徹底、年俸制、テニュアトラック、
若手教員採用、シニア教員待遇等

外部資金獲得関係

- 寄附金、共同研究費、特許料収入等

【私学助成関係】急速に変化し続ける社会からの様々な要請を踏まえた私立大学等の改革の必要性

背景・課題

人口減少や情報化・グローバル化の進展等により社会は急速に変化。それに伴い、全学生の7割を超える学生の学びを支える私立大学等の教育研究の一層の充実の必要性や経営困難校の顕在化などの課題の指摘

経済財政運営と改革の基本方針2018

(各大学の役割・機能の明確化)

大学教育の質の向上を図るためには、各大学の役割や特色・強みの明確化を一層進めることが必要である。国立大学については、一部始まっている機能別支援の枠組みを活用して、各々の大学の具体的な方向性を明らかにする。私立大学については、各大学が**人材育成の3つの観点**(世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材)を踏まえた選択を行うとともに、**役割・機能の明確化を加速する支援の枠組み**を設ける。

改革の方向性

私学のダイナミズム・自らの特色を活かし、社会の変化を見据えた改革の加速化に向けた支援の強化

✓ 教育の質保証や経営力強化に向けた配分

- ・教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分の実施
- ・経営強化に向けた連携方策や私学助成の効果分析等の調査研究を通じた、私学助成の効率的・効果的な配分

定員充足率メリハリ強化、教育の質に係る客観的指標の導入、情報公表のメリハリ化、特別補助の交付要件及び審査方式等の見直し

✓ 強みや特色を踏まえた機能・役割の明確化

特色ある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

私立大学等改革総合支援事業

タイプ1 「特色ある教育の展開」

タイプ2 「特色ある高度な研究の展開」

タイプ3 「地域社会への貢献」

タイプ4 「社会実装の推進」

自らの強みや特色を踏まえて、人材育成の観点から中軸となる機能・役割を明確化

人材育成の3つの観点

高度な教養と専門性を備えた先導的な人材

具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材

世界を牽引する人材

✓ 高等教育へのアクセス格差の是正等に向けた支援強化

経済的に修学困難な学生に対する授業料減免制度等の充実

幼児教育の無償化

2019年10月からの全面的な実施を目指す

消費税引上げによる財源を活用

3歳から5歳までの全ての子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化*

* 保育を必要とする子どもについては、幼稚園預かり保育も無償化の対象
* 上限額を伴う実質無償化

高等教育の無償化

2020年4月から無償化を実施

消費税引上げによる財源を活用

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(大学等)について、所得が低い家庭の子どもたちに限って無償化を実現

1. 住民税非課税世帯(年収270万円未満世帯)

授業料の減免:

国立大学: 授業料を免除 公立大学: 国立大学の授業料を上限として対応
私立大学: 国立大授業料に加え、私立大平均授業料と国立大授業料の差額の1/2を加算した額まで対応

(入学金の減免も同様に措置
(私立大学: 私立大入学金平均額を上限))

給付型奨学金: 学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置、他の学生との公平性の観点から踏まえ社会通念上妥当なものとする

2. 支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯についても、年収300万円未満世帯については非課税世帯の2/3、年収300~380万円未満世帯については1/3の額を支援

支援対象について要件を設定

支援対象者:

- ・高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認
- ・大学等進学後の学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位しか取得していないときやGPA等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告。警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは支給打ち切り
- ・斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例については検討

対象大学等:

- ・それぞれの特色強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象
- ・実務経験のある教員が卒業必要単位数の1割以上の単位数に係る授業科目を担当、理事に産業界等の外部人材を複数任命、適正な成績管理の実施・公表、経営情報の開示

* その他、中間所得層の大学等へのアクセスの機会均等については検討を継続

私立高等学校の授業料の実質無償化

2020年度までに政府全体として安定的な財源を確保しつつ無償化

消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現

大学改革

人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとしての、時代に合ったかたちでの大学改革

- ・大学の役割・機能の明確化
- ・大学教育の質の向上
- ・学生が身に付けた能力・付加価値の見える化
- ・経営力の強化
- ・大学の連携・統合等
- ・高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

リカレント教育

リカレント教育により、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会の構築

- ・教育訓練給付の拡充
- ・産学連携によるリカレント教育 等

官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進

2019年度要求・要望額 : 4,572百万円
 (前年度予算額) : 234百万円)

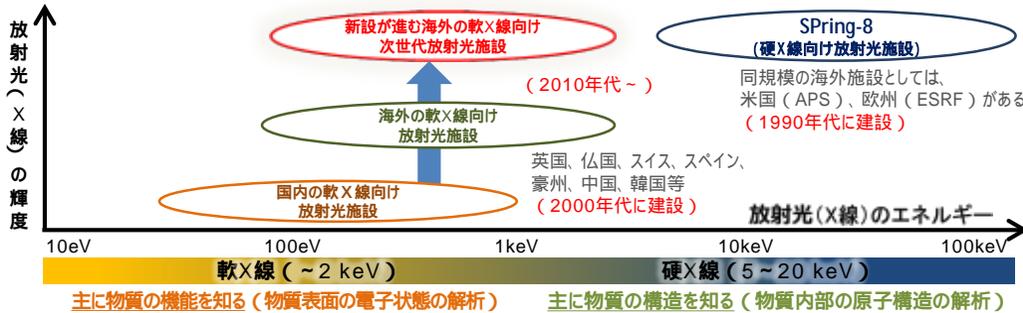


最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて物質の「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟X線利用環境の整備が重要となっている。このため、**学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる次世代放射光施設（軟X線向け高輝度3GeV級放射光源）の早期整備が求められている。**

次世代放射光施設は、**財源負担も含めて「官民地域パートナーシップ」により整備することとされており、本年7月、文部科学省において地域・産業界のパートナーを選定。**

これらを踏まえ、我が国の研究力強化と生産性向上に貢献する**次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる施設整備に着手。**

国内外の放射光施設が生み出す放射光の輝度



官民地域パートナーシップによる役割分担

パートナー：一般財団法人光科学イノベーションセンター[代表機関]、宮城県、仙台市、国立大学法人東北大学、一般社団法人東北経済連合会

整備用地：東北大学 青葉山新キャンパス内（下図参照）



整備費用の概算総額：約360億円程度(整備用地の確保・造成の経費を含む)

・想定される**国の分担：最大約200億円程度**(ビームラインを5本整備する場合)

・**パートナーの分担：最大約170億円程度**(ビームラインを7本整備する場合)

項目	内訳	試算額	役割分担
加速器	ライナック、蓄積リング、輸送系、制御・安全	約170億円程度	国において整備
ビームライン	当初10本 (パートナーは最大7本)	約60億円程度 (パートナーは最大約40億円程度)	国及びパートナーが分担
基本建屋	建物・附帯設備	約83億円程度	パートナーにおいて整備
研究準備交流棟	建物・附帯設備	約25億円程度	
整備用地	土地造成	約22億円程度	

整備期間中の業務実施費(建設工程の管理、事務管理費等)は除く

【事業概要】

<官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備>

施設の整備費 4,200百万円(債)

施設の整備着手に必要な、ライナック及び蓄積リングの電磁石、高周波空洞管等を整備する。

業務実施費 372百万円

研究者・技術者等の人件費及び施設整備に必要なビーム測定環境等を構築する。

【事業スキーム】



【今後のスケジュール】

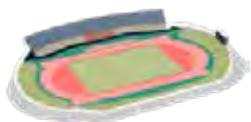
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
加速器 (ライナック及び蓄積リング)	整備着手	約170億円程度				ファーストビーム
ビームライン		最大約60億円程度				運用開始
基本建屋	約83億円程度					
研究準備交流棟			約25億円程度			
整備用地	約22億円程度					

■ 国が分担
 ■ パートナーが分担

スタジアム・アリーナ改革に向けて

スタジアム・アリーナ改革は、スポーツの成長産業化の大きな柱
これまでのスポーツ施設に対する固定観念・前例主義等に関するマインドチェンジ
スタジアム・アリーナを核とした地域経済の持続的成長等、官民による新しい公益の発現を目指す
スポーツを核とした周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせた交流施設を目指す

現状



単機能型
行政主導
郊外立地
低収益性

目指す姿

多機能型
民間活力導入
街なか立地
収益性改善



「スマート・ベニュー®」
(株)日本政策投資銀行

スタジアム・アリーナの定義

数千人から数万人の観客を収容する集客施設
スポーツを観ることを主な目的とした施設

コストセンターからプロフィットセンターへ

地域住民がスポーツをする施設とスタジアム・アリーナを区別。観客の利便性やチームの営業活動を重視。
施設の収益性の向上による公的負担の軽減
にぎわいの創出や持続可能なまちづくりの実現等、
投資以上の効果を地域にもたらすことがプロフィットセンター
事業方式や資金調達の検討を通じ、施設・サービスの充実・向上

スタジアム・アリーナ改革による地域への効果

地域のシンボル

- ・民間ノウハウの活用と収益性の確保
- ・サステナブルな施設として長期的に存続

新たな産業集積の創出

- ・周辺産業への波及を含む経済効果、雇用創出
 - ・スポーツチームがあればより継続的に
- 地域への波及効果を活用したまちづくり

- ・まちの賑わいの創出

- ・地域住民のスポーツ機会の増加
- ・社会貢献活動や啓発等の社会問題の解決

地域の持続的成長

- ・地域のアイデンティティの醸成
- ・地域の不動産価値の向上

スタジアム・アリーナ改革推進に向けた取組

スタジアム・アリーナ推進官民連携協議会

民間の資金や経営能力、技術的能力を活用した新たなビジネスモデルの開発・推進や公共的な価値の最大化など、今後のスタジアム・アリーナの在り方について、スポーツ庁、経済産業省、国土交通省、スポーツ団体、金融、有識者等、官民が協働して議論。

〔具体的な課題について各専門のワーキンググループを有識者により構成し、検討。〕

スタジアム・アリーナガイドライン策定ワーキンググループ（平成28年9月～10月）

- スタジアム・アリーナ改革の基本的な考え方を提示する改革指針を公表。（平成28年11月）

スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用検討会（平成29年2月～3月）

- スポーツ施設の資金調達モデル確立のため、民間資金活用、公民連携（PPP/PFIの活用等）のあり方を協議。
- スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイドを公表。（平成29年5月）

→ 「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」を公表。（平成29年6月）

スタジアム・アリーナ運営・管理検討会（平成29年12月～平成30年3月）

- 基本構想・基本計画段階において整備後の運営・管理を見据えた検討が進むよう運営・管理者の視点で協議。
- スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドラインを公表。（平成30年7月）

先進事例形成支援

スタジアム・アリーナの構想等について議論するため各地域で開催される地域版官民連携協議会の立ち上げや運営等に対する支援や、専門家派遣等を通じて、先進事例形成に取り組んでいる。
平成29年度は、7件の地域版官民連携協議会の立ち上げ等を支援。

地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムは、幅広い関連産業の活性化、交流人口拡大による地域活性化に大きく寄与するポテンシャルがある。こうした中、平成30年3月に策定した「スポーツツーリズム需要拡大戦略」に基づき、「アウトドアスポーツ」及び「武道」を重点テーマとして位置づけ、具体的に施策を推進していくため、**官民が連携・協働したプロモーション展開、有用な情報の拡散、地域連携の促進等、スポーツと文化芸術を融合させた希少性・体験価値の高い「スポーツ文化ツーリズム」の推進**を図る。

スポーツツーリズム需要拡大戦略（平成30年3月策定）

・国、企業、地域、団体等が連携し、国内外からの交流人口拡大による地域活性化、幅広い関連産業の活性化を図るための**10の施策**を展開。

・国内外マーケティング調査結果等を踏まえ、世界に誇る日本の自然資源を活用した「**アウトドアスポーツツーリズム**」、世界の関心が高い日本発祥・特有の「**武道ツーリズム**」を**新規重点テーマ**に設定。



スポーツツーリズムの需要拡大を目指し展開する10の施策
 「地域の意識啓発及びコンテンツ開発・受入体制強化に向けた支援」
 マーケティングデータや優良事例等の地方公共団体・事業者への提供による地域の意識啓発
 支援事業の実施による地域の新たな取組の促進
 スポーツアクティビティ拠点の国内外への発信による認知度向上
「国・企業・地域・団体等の連携強化」
 スポーツツーリズム応援企業等のネットワーク化・マッチングの促進
 地域スポーツコミッションの増加と強化
 スポーツ・レジャー系団体等のツーリズム意識啓発によるコンテンツ創出
「国内外に向けた官民連携プロモーション」
 日本のスポーツツーリズムの魅力を発信する映像の制作・発信
 省庁間連携による総合的な日本の魅力発信
 官民が一体となったデジタルプロモーション等の実施
 参加者自らが「誘う」、「発信する」仕組みづくり

スポーツツーリズム需要拡大に向けた促進強化学業

- ・2018年度のプロモーションで得られた結果を踏まえ、**ターゲットを絞って更なるプロモーション**を行うとともに、地域スポーツコミッション等から収集した動画等を、関連企業と連携・協働して国内外へ広く発信
- ・**先進的な取組を行う組織の活動を調査・分析し、地域へ提供**するとともに、レンタル・ガイド等の**スポーツアクティビティ拠点の情報を収集・発信**
- ・「**スポーツツーリズム応援企業等**」を登録・ネットワーク化し、スポーツツーリズムに取り組む**地域とのマッチング**を図り、有用な情報の拡散
- ・「武道」を中心に、地域住民への機運を高めた地域に著名な指導者を含むキャラバン隊を派遣するなど**地域連携を促進**、さらに参加者が自ら、体験談とともに地域ならではの魅力をSNS等で発信する「**誘う」「発信する」仕組みを構築**



【2019年度】
戦略に基づいた
施策の推進

スポーツ文化ツーリズム創造・発信事業

- ・2016年3月よりスポーツ庁・文化庁・観光庁の3庁が「**包括的連携協定**」を締結
- ・今後**有望な取組を発掘**し、有識者・業界関係者との意見交換会等、観光素材としての**ブラッシュアップ**を図る事で、定着するよう支援
- ・2019年度アワードの募集事例を発信する「**スポーツ文化ツーリズム**」**シンポジウムの実施による発信拡大**
- ・これまでの全ての受賞取組を紹介するWEBサイト等、国内外に向けた、**多言語化発信ツールの基盤を整備**

【2019年度】
取組の発掘・
ブラッシュアップ
& 発信・定着



地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」等が行う、「**長期継続的な人的交流を図るスポーツ合宿・キャンプ誘致**」、「**通期・通年型のスポーツアクティビティ創出**」等の活動に対し引き続き支援を行い、「**スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化**」の促進を図る。
さらに、31年度は、「**武道等を活用した新規コンテンツの創出**」を柱の1つに据えて支援を行う。

長期継続的な人的交流を図る 「スポーツ合宿・キャンプの誘致」

地域の気候・環境・施設や、2019・2020のメガスポーツイベント等に向け構築された連携体制等を活用し、長期継続的なスポーツチーム・団体の合宿・キャンプ受入を図る活動を支援。



支援



恒常的なスポーツ誘客が可能な 「通期・通年型スポーツアクティビティの創出」

自然環境を活かしたアウトドアスポーツや日本の独自性を活かした武道など、季節・年間を通じて体験可能なスポーツアクティビティやその受入体制を構築し、スポーツによる恒常的な交流人口拡大を図る活動を支援。



スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化へ

- 【地域スポーツコミッション推進組織の要件（スポーツ庁方針）】
- 要件1 常設の組織であり、年間を通じて活動を行っている。（時限の組織を除く）
 - 要件2 スポーツツーリズムの推進、イベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致など、スポーツと地域資源を掛け合せたまちづくり・地域活性化を主要な活動の一つとしている。
 - 要件3 地方自治体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり組織を形成、または協働して活動を行っている。
 - 要件4 特定の大会・イベントの開催及びその付帯事業に特化せず、スポーツによる地域活性化に向けた幅広い活動を行っている。

大学スポーツの振興について

大学が持つスポーツ関係の人材（教員・研究者、部活動指導者、学生アスリート等）、資源（スポーツ施設研究成果等）は、大きな潜在力を有している。一方で、アメリカのような大学スポーツ先進国と比較して、その潜在力を十分に生かされるものとはなっていない。潜在力を発揮するための突破口として、スポーツ庁では、**運動部活動を含めて全学的にスポーツ分野に取り組む大学や学生競技団体を核とした大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA（仮称））の今年度中の創設を目指している。**

米国では、NCAA（全米大学体育協会：National Collegiate Athletic Association）という大学横断的かつ競技横断的統括組織が存在し、学業の充実や安全・安心な環境の確保、マーケティング等に取り組み、大学スポーツ全体の発展をさせている。

大学スポーツの振興に向けた基本的考え方（方針）

大学スポーツ振興の意義

- 大学におけるスポーツの振興には、国民の健康増進や地域・経済の活性化等に資する可能性を有するなど、公共的役割を担う可能性
- 大学には、アスリートや指導者等の貴重な人材、体育・スポーツ施設が存在

大学スポーツ資源の潜在力を発揮するための方向性

- スポーツの社会的効用を理解することは社会発展の促進に資することから、大学においてスポーツ分野を学ぶことが重要
- 大学や学生競技連盟を核とした大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA（仮称））の創設に向けた議論が必要

日本版NCAA（仮称）創設の検討に係る経緯

平成28年4月～ 大学スポーツの振興に関する検討会議（座長：文部科学大臣）の開催

平成29年9月～ 日本版NCAA創設に向けた学産官連携協議会の開催

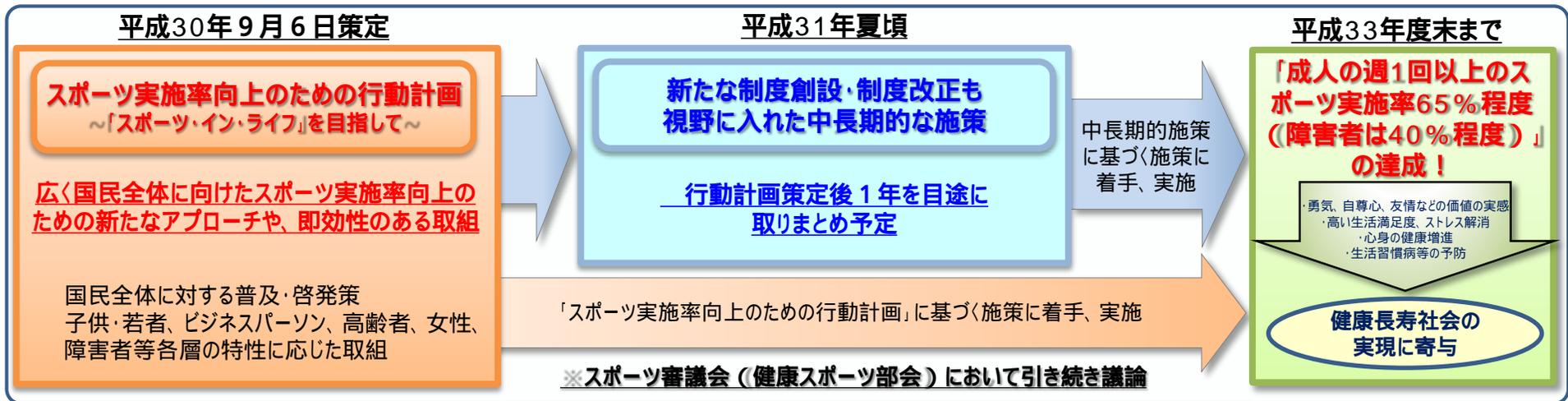
- ・**大学、学生競技連盟、産業界等が連携**して、課題や制度設計等の検討を進めた。
- ・個別のテーマについては、**学業充実、安全安心、マネジメント**の3つのワーキンググループを開催。

平成30年7月～ 日本版NCAA設立準備委員会の立上げ

- ・これまでの議論を踏まえ、**大学及び学生競技連盟等が中心となり、設立に向けた準備を具体的に進めるための設立準備委員会を開催**（10月1日時点で92大学、24団体が加盟）。
- ・**学業充実、安全安心・医科学、事業・マーケティングに係る事項**について検討を進めている。

大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA（仮称））の創設（平成31年2月頃）

スポーツを通じた健康増進について



【具体的施策の例】

「FUN+WALK PROJECT」の実施

- ・普段の生活から気軽に取り入れることのできる「歩く」に着目し、「歩く」に「楽しい」を組み合わせることで、自然と「歩く」習慣が身に付くようなプロジェクト
- ・通勤時間や休憩時間、昼休み等の隙間時間を活用してスポーツのきっかけ作りを図る「歩きやすい服装」を推進
- ・本年10月を「FUN+WALK月間」とし、さらなる機運の醸成を図る
- ・アンバサダーとして、EXILE USAさん、EXILE TETSUYAさんを任命

EXILE USAさん EXILE TETSUYAさん

「運動・スポーツ習慣化促進事業」の実施等

- ・無関心層も含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るため、スポーツ部局や健康福祉部局等と域内の関係団体が一体となって行う、スポーツを通じた健康増進に資する取組を支援

切れ目なく推進

スポーツ習慣化

継続実施の壁

スポーツ開始の壁

きっかけづくり

- ・平成31年度に向けて、生活習慣病及び運動器疾患等の生活機能低下を伴うハイリスクな住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して親しめる機会を創出するために必要となる予算を要求
- ・医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、スポーツ医学の知見に基づいた、疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのシステム開発及び実践を目指す

女性のスポーツ実施を促進するための「女性スポーツ促進キャンペーン」の実施等

- ・ライフイベントの変化があっても継続してスポーツを実施できる仕組み・仕掛けを作り出し、女性のスポーツ参加を促す「女性のスポーツ参加促進プログラム」を策定
- ・「楽しくスポーツをする」、「生涯の健康のためにスポーツが重要である」ことを訴えかけ、ワークショップやシンポジウム等の開催、ホームページやSNS等を活用した情報発信を内容とする「女性スポーツ促進キャンペーン」を実施
- ・「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」を開催し、女性のスポーツ実施率向上のための方策を検討

- ・平成31年度に向けて、「女性のスポーツ参加促進プログラム」のさらなる普及、メッセージ発信を担う「ご当地女性アンバサダー」の任命、健康課題とスポーツの実施効果に関する情報発信に必要な予算を要求

「スポーツエールカンパニー」の認定

- ・「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的な機運の醸成を図ることを目的として、社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度を創設
- ・平成29年度は217社を認定
- ・平成30年度は、10月31日まで申請を受付中

SPORTS YELL COMPANY

「スポーツを通じた健康増進のための厚生労働省とスポーツ庁の連携会議」の開催

- ・両省の今後の連携強化のため設置
- ・スポーツを通じた生活習慣病対策、企業における従業員の健康づくり対策、メンタルヘルス対策等を検討していく予定
- ・その他、普及広報や地域（地方公共団体等）における協力策なども視野

関係省庁、地方自治体、スポーツ団体等の関係機関との連携をさらに強化させ、「スポーツ実施率向上のための行動計画」の具現化を図っていく。

日本が誇る先端技術を駆使した日本文化の魅力発信

課題

- ・訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上
- ・文化財の観光資源としての開花
- ・新たな観光資源の開拓

未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）

イ)文化財の観光資源としての開花:

文化財の高度な多言語解説整備やVRなど先端技術による日本文化の魅力発信

先端技術（VR、AR、4K、8K高精細画像・複製など）を駆使して、日本の歴史・芸術・伝統的な文化財や風景などをアピール。

所在地の他、観光庁・JNTOの海外プロモーションや空港・駅など公共空間等で活用

関係省庁との連携、民間企業・団体、地方自治体、美術館・博物館、大学等との連携による取組

文化財所有者・地方自治体等の取組推進

イメージ1：所在地における取組

国宝「三十三間堂」「千手観音」VR・高精細レプリカ



▶ 三十三間堂の名で知られる蓮華王院（国宝）



▶ 本堂と1030体に及ぶ日本最大の大群像（国宝）が立ち並ぶ壮大な空間をヴァーチャルで体験



▶ 高精細レプリカの前でインスタ映えするフォトスポットを設置

文化財所有者

寺社、地方公共団体、博物館、大学等

有識者による
価値付け

先端技術を有する
民間企業・団体

連携した取組を支援

- ➔ 有識者等の歴史的、芸術的、学術的観点から作品の付加価値を高めるための監修
- ➔ 民間企業との連携により、VR・AR、高精細画像・レプリカ、デジタルアーカイブ化を進め、外国人観光客が文化財の魅力を感じ・体験できる観光資源づくり

イメージ2：博物館等における取組

名古屋城VR・障壁画（重文）高精細レプリカ



▶ 戦災で失われた名古屋城を仮想空間上で復元、現存する障壁画（重文）がかつて、どのような空間で鑑賞されていたかを体験

▶ 高精細レプリカ：大塚オーミ(株)「火焰土器」(国宝)



▶ 東京国立博物館VRシアター 凸版印刷株式会社×東京国立博物館 2016年『洛中洛外図屏風』

文化庁の取組

イメージ3：空港、駅に等における取組

空港内壁面に展示



▶ 檜図屏風 狩野永徳筆安土桃山時代(16世紀) (国宝)

文化庁・国土交通省との連携による直轄事業として実施